

南丹市バスケットボール協会 規約

(名 称)

第1条 本会は南丹市バスケットボール協会（以下「本協会」という。）という。

(目 的)

第2条 本協会はバスケットボールの普及、発展及び関係団体の親睦と交流を図るとともに、バスケットボールを通じて市民のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本協会の事務局は、会長宅におく。

(事 業)

第4条 本協会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 交流大会及び講習会
2. 普及、発展に関すること
3. その他、本会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第5条 本協会はバスケットボールの愛好者及び普及、発展に寄与する者をもって組織する。

(役 員)

第6条 本協会に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 理事長 1名 副理事長 1名
会計 1名 理事 若干名 監査 2名

(顧 問)

第7条 本協会には顧問をおくことができる。

(役員任期)

第8条 本協会の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない
2 年度途中で役員交代の場合は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第9条 会長・副会長・理事長・副理事長・会計・理事・監査は前年度の役員会で推挙し、総会で承認する。

(役員の仕事)

第10条 会長は本協会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事長は役員会の決定に従い会務を掌理する。
- 4 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 会計は本協会の経理を行う。
- 6 理事は本協会の運営にあたる。
- 7 監査は本協会の経理業務を監査し総会にて報告する。

(専門部会の設置)

第11条 本協会に専門部(総務部・企画運営部・審判部)をおく。

- 2 専門部は理事の中から部長を決め職務にあたる。

(会 議)

第12条 本協会の会議は次のとおりとする。

1. 総 会：会長、副会長、理事長、副理事長、会計、理事、評議員で構成する。
議長は理事長が行う。
 2. 役員会：会長、副会長、理事長、副理事長、会計、理事で構成する。
議長は理事長が行う。
- 2 会議の招集はすべて会長が行う。

(経 費)

第13条 本協会の経費は、補助金、寄付金、参加費等の収入をもってあてる。

第14条 本協会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

附 則

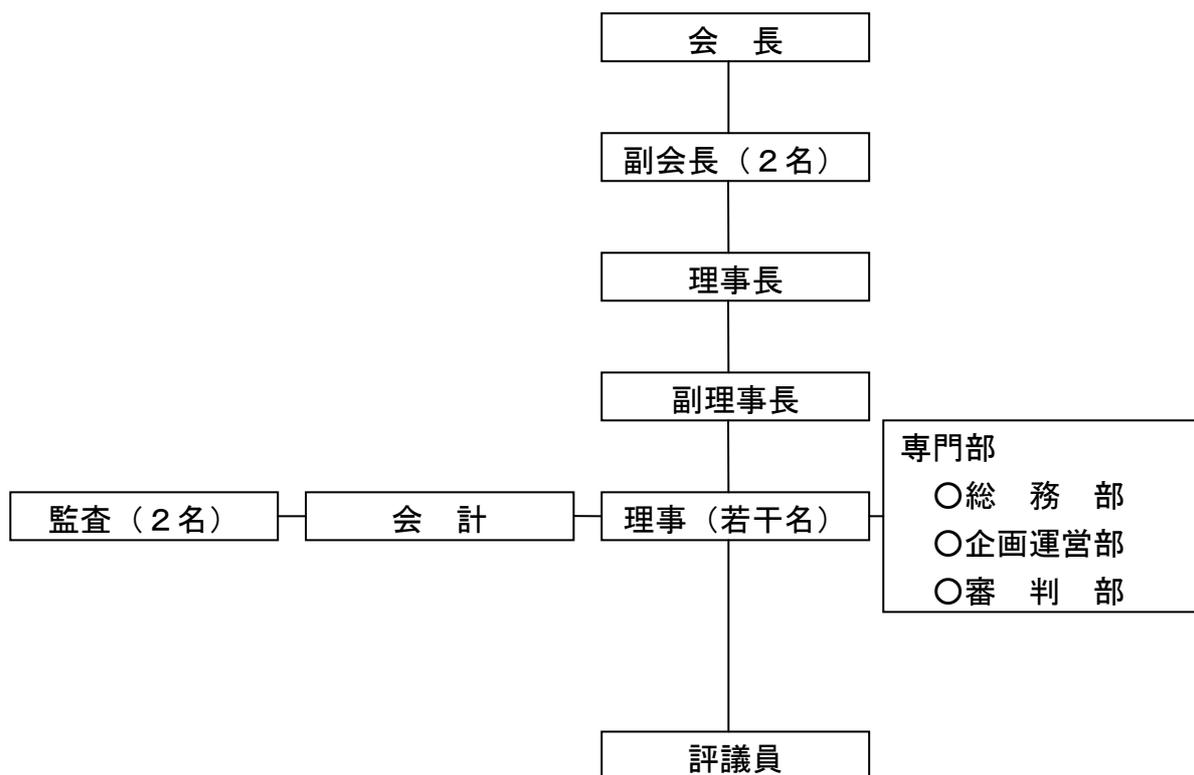
本規約は平成20年7月20日より施行する。

本規約の変更は、総会の議決を得なければいけない。

細則に関しては、別に申し合わせ事項として役員会で決定する。

平成24年5月11日、規約の一部を改正し施行する。

南丹市バスケットボール協会 組織図



役員名簿 (敬称略)

| 役 職 | 氏 名 | 備考 (専門部) |
|-------|---------|----------|
| 会 長 | 橋 本 治 樹 | |
| 副 会 長 | 山 田 洋 三 | |
| 副 会 長 | 東 野 裕 和 | |
| 理 事 長 | 永 塚 則 昭 | |
| 副理事長 | 中 川 勝 彦 | |
| 会 計 | 塩 内 公 博 | |
| 理 事 | 村 上 貴 子 | 総務部長 |
| 理 事 | 北 村 誠 也 | 総務部 |
| 理 事 | 中 村 祐 予 | 企画運営部長 |
| 理 事 | 中 井 アオイ | 企画運営部 |
| 理 事 | 矢 野 憲 仁 | 企画運営部 |
| 理 事 | 福 西 茂 樹 | 審判部長 |
| 理 事 | 下 西 哲 也 | 審判部 |
| 監 査 | 谷 智恵美 | |
| 監 査 | 田 井 澄 | |

